

政治資金適正化委員会における取組及び
検討状況についての取りまとめ（第5期）
(未定稿)

令和5年2月
政治資金適正化委員会

はじめに

平成19年、いわゆる事務所費問題等により政治資金に対する国民の政治不信が高まったことを受け、政治資金規正法が改正され、国会議員関係政治団体は、収支報告書等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務づけられるとともに、平成20年4月1日、「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

政治資金適正化委員会では、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の期待に適確に応えるため、登録政治資金監査人の登録や研修、政治資金監査マニュアルの策定・改定、登録政治資金監査人に対する指導・助言等、政治資金規正法に定められた所掌事務について、弁護士・公認会計士・税理士各士業の団体等の協力を得ながら、精力的に取り組んできた。

その結果、政治資金監査は、平成21年分から令和3年分の収支報告まで13回を重ね、登録政治資金監査人も相当数が確保されるなど、概ね順調に実施されてきているところである。

この間、政治資金適正化委員会においては、第1期から第5期まで、政治資金監査制度の円滑な運営と定着が図られるよう、様々な取組を進めてきた。

具体的には、第1期（平成20年4月から平成23年3月）において、登録政治資金監査人の登録や研修の整備、政治資金監査マニュアル等の策定を行うとともに、収支報告書等の記載方法等に関する見解や「政治資金監査に関するQ&A」等を示したほか、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について検討を行った。

第2期（平成23年4月から平成26年3月）においては、政治資金監査の実施状況等を踏まえながら、政治資金監査マニュアルの改定等を行うとともに、第1期の取りまとめにおいて今後検討すべきとされた事項についての検討を深めたほか、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言の枠組みを示した。

第3期（平成26年4月から平成29年3月）においては、研修の機能の充実・向上の観点から、従来のフォローアップ説明会を「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」と位置付け、内容の充実等を図るとともに、第2期の取りまとめにおいて示された、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言についての検討を重ね、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始した。

第4期（平成29年4月から令和2年4月）において、研修テキストに実際の

誤りに基づいた実践的な演習問題を増やすなど、研修内容の充実を図ったほか、政治資金監査の実施期間におけるフォローアップ研修を追加した。また、引き続き、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言に取り組み、すべての登録政治資金監査人に誤りの事例等の周知を図るなどを行った。

第5期（令和2年4月から令和5年4月。委員会の開催状況については、【参考資料1】参照）では、特に令和元年末からの新型コロナウイルス感染症の拡大にも対応した研修受講機会の確保を図るとともに、政治資金監査の質の向上に資するために、次のように取組を進めてきた。

①法定研修である登録時研修は集合・対面方式による研修を維持しつつ、新型コロナウイルス感染防止及び遠隔地からの研修機会の確保等のため、登録時研修及びフォローアップ研修にリモート研修方式を導入した。また、個別の指導・助言の取組によって明らかとなった政治資金監査の実施における誤り事例の具体的な例示、実践的な演習を行うとともに、小テストを導入する等、研修内容を充実した。

②個別の指導・助言について、引き続き取り組んだところ、対象者に対してフォローアップ研修への積極的な参加を呼びかけた。また、特に誤りの多かった事例について「政治資金監査における誤り事例集」に掲載し、注意喚起を行った。さらに、登録政治資金監査人の誤り軽減に資する仕組みについての検討を行うとともに、全ての都道府県選挙管理委員会に対してアンケートを実施した。アンケートの結果を踏まえ、報告期限の見直しを行うとともに、報告事務要領の改善を行うことを決定した。

その他、政治資金監査報告書の押印義務の廃止に伴う政治資金監査マニュアルの改定等を行った。

政治資金適正化委員会は、第5期の終わりに当たって、これまでの取組を国民に明らかにするとともに、今後の政治資金適正化委員会における活動に資するよう、取組についての総括的な取りまとめを行うこととした。この取りまとめにおいては、政治資金監査の更なる質の向上を中心として、今後取り組むべき課題の検討の方向性等を提示している。

政治資金適正化委員会としては、政治資金監査の取組が政治資金の收支報告の適正の確保や透明性の向上に一層資するよう、この取りまとめを踏まえ、今後も政治資金監査の質の向上のための取組などを継続して実施していく。これにより、政治資金監査制度の適確な実施が引き続き図られ、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的の実現につながるように望むものである。

令和5年3月

政治資金適正化委員会

委員長 伊藤 鉄男
浅井 万富一
杉田 慶文
田口 尚紀
谷口 將紀

目 次

1	登録政治資金監査人の登録及び研修について	1
2	政治資金監査に関する具体的な指針等について	15
3	政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～	18

1 登録政治資金監査人の登録及び研修について

(1) 登録政治資金監査人の登録について

○ これまでの取組

政治資金規正法（以下「法」という。）では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）が備える登録政治資金監査人名簿に登録を受けることにより、登録政治資金監査人となることができるとされている（法第19条の18第1項）。

これらの者は、それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとすることが期待される。

登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度を安定的に運用していくための登録者数の確保に向けて、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、周知・広報を行ってきた。

特に、第5期においては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等に基づき、政府において、原則として押印義務を廃止することとなつたことから、当委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る様式における押印欄を削除する等の改正を行った。

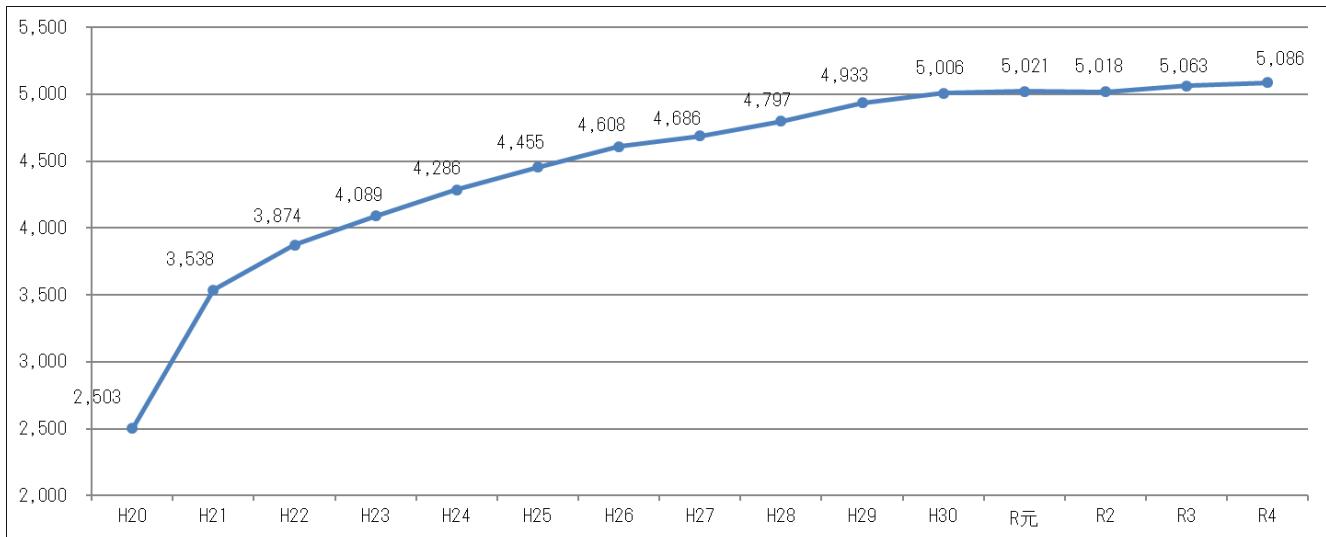
また、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正により弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が創設されたことに伴う施行規則の改正により、登録政治資金監査人名簿への登録事項が改正されたことに伴い、当委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る様式の改正を行った。

登録政治資金監査人の登録等に係るこうした様式改正については、当委員会のホームページへの掲載や、改訂した研修テキストとともに様式変更を周知する資料を併せて研修時に配布する等を通じて周知を図ったほか、関係士業団体に対し広く周知を依頼したところである。

これらの結果、登録政治資金監査人の登録者数は安定的に推移し、【仮】令和5年1月末現在で5,086人となっている（表1）。国会議員関係政

治団体数は2,902団体（令和3年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。以下同じ。）であり、登録者数がこれを上回っている。

（表1）登録政治資金監査人の登録抹消者数を除く登録者数（累積）の推移



（単位：人）

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
登録抹消者を除く登録者数（累積）	2,503	3,538	3,874	4,089	4,286	4,455	4,608	4,686	4,797	4,933	5,006	5,021	5,018	5,063	5,086

※各年度3月末現在（令和4年度は令和5年1月末現在。）。

都道府県別の登録状況を見ても、全都道府県において登録がなされており、【仮】多くの地域では登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が1未満であり、全国平均も0.57団体となっている。1以上となっている地域もあるが、第4期取りまとめ時と比較して都道府県数は概ね横ばいであり、大きな状況の変化はみられない（表2）。

また、令和5年1月末時点において、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修（以下「フォローアップ研修」という。）のうち実務向上研修の参加者アンケート結果によれば、令和3年分の収支報告書に係る政治資金監査を行った登録政治資金監査人のうち【仮】約2割が自身の所属事務所が所在する都道府県以外の地域に主たる事務所が所在する国会議員関係政治団体の政治資金監査を請け負っていることなどから、登録政治資金監査人の地域的偏在による支障は特段生じる状況ではないと考えられる。

(表2) 登録政治資金監査人の都道府県別登録者数等

(単位:人、団体)

事務所所在地	登録者数				国会議員 関係 政治団体数	登録政治 資金監査人 1人当たりの 団体数	登録政治 資金監査人 1人当たりの 団体数(第4期)
		弁護士	公認会計士	税理士			
北海道	139	7	25	107	162	1.17	1.15
青森県	25		6	19	19	0.76	0.81
岩手県	20			20	27	1.35	1.33
宮城県	70		6	64	43	0.61	0.55
秋田県	17			17	18	1.06	1.11
山形県	24		2	22	29	1.21	1.29
福島県	37		5	32	45	1.22	1.13
茨城県	64	1	10	53	45	0.70	0.69
栃木県	38	1	5	32	51	1.34	1.32
群馬県	50	2	10	38	36	0.72	0.57
埼玉県	233	1	37	195	124	0.53	0.63
千葉県	147	8	25	114	134	0.91	0.80
東京都	1,597	206	383	1,008	612	0.38	0.41
神奈川県	269	15	49	205	142	0.53	0.60
新潟県	56	1	6	49	48	0.86	0.69
富山県	54	3	9	42	28	0.52	0.50
石川県	57	1	6	50	19	0.33	0.35
福井県	34	3	4	27	18	0.53	0.59
山梨県	30		4	26	22	0.73	0.73
長野県	54		10	44	46	0.85	1.00
岐阜県	70		10	60	30	0.43	0.40
静岡県	99		21	78	66	0.67	0.63
愛知県	299	12	36	251	138	0.46	0.46
三重県	56	2	8	46	41	0.73	0.56
滋賀県	30		13	17	31	1.03	0.83
京都府	115	3	16	96	67	0.58	0.57
大阪府	523	40	91	392	183	0.35	0.40
兵庫県	134	4	30	100	106	0.79	0.66
奈良県	40	3	5	32	22	0.55	0.43
和歌山县	22		3	19	20	0.91	0.95
鳥取県	14		1	13	17	1.21	1.45
島根県	4	1	1	2	11	2.75	2.00
岡山県	39	1	9	29	43	1.10	1.20
広島県	80	4	8	68	65	0.81	0.73
山口県	42		6	36	31	0.74	0.66
徳島県	16		3	13	21	1.31	1.21
香川県	31	2	4	25	23	0.74	0.77
愛媛県	35		5	30	26	0.74	0.72
高知県	10		3	7	21	2.10	1.80
福岡県	151	5	42	104	96	0.64	0.51
佐賀県	27		7	20	18	0.67	0.75
長崎県	33		4	29	24	0.73	0.76
熊本県	73		8	65	25	0.34	0.36
大分県	34	2	4	28	27	0.79	0.84
宮崎県	21		4	17	23	1.10	0.82
鹿児島県	41		6	35	32	0.78	0.76
沖縄県	32	1	6	25	27	0.84	0.79
合計	5,086	329	956	3,801	2,902	0.57	0.57

※登録者数は、令和5年1月末現在(登録抹消者を除く。)。

※登録政治資金監査人1人当たりの団体数は下記による。

国会議員関係政治団体数(令和3年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。)登録政治資金監査人(令和5年1月末現在)

※登録政治資金監査人1人当たりの団体数(第4期)は下記による。

国会議員関係政治団体数(平成30年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。)登録政治資金監査人(令和2年2月末現在)

(参考) 令和4年度フォローアップ研修(実務向上研修) 参加者アンケート結果

令和3年分の収支報告書に係る政治資金監査を行った登録政治資金監査人のうち
 自身の所属事務所が所在する都道府県以外の地域に主たる事務所が所在する国会議
 員関係政治団体の政治資金監査を請け負った者の数 回答者数 51人中 15人

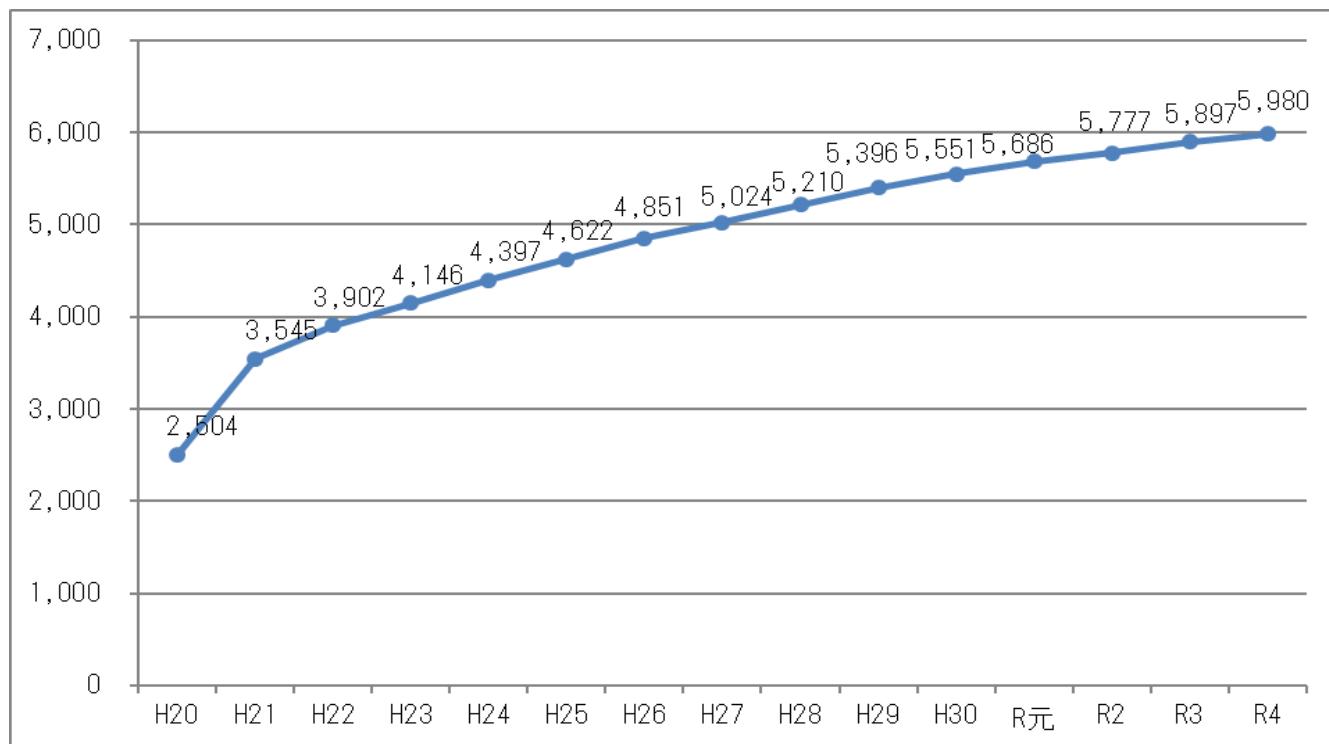
第5期における登録政治資金監査人の登録・抹消の状況の詳細については、下記のとおりである。

① 新規登録者数及び登録抹消者数の状況（第5期累計）

【仮】令和5年1月末時点における新規登録者数は294人、登録を抹消した者（以下「登録抹消者」という。）の数は229人であり、第5期における登録者の増減は65人増となっている。また、令和2年度を除き、各年度において新規登録者数が登録抹消者数を上回っているが、登録者数の純増は鈍化傾向にある（表3、表4、表5）。

登録抹消者の抹消事由は、【仮】約5割が本人からの申請（法第19条の23第1項）、約5割が本人の死亡や関係土業の廃止等（法第19条の23第1項第1号）によるものとなっている。

(表3) 登録政治資金監査人の登録抹消者数を含む登録者数（累積）の推移



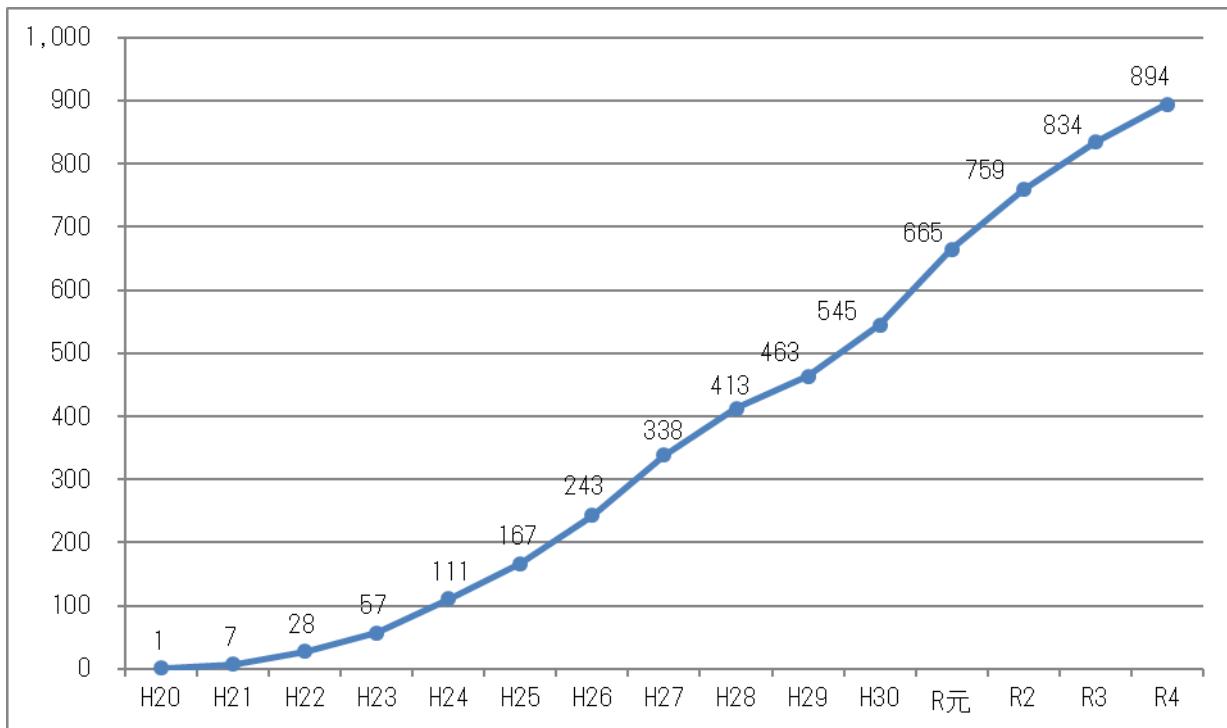
(単位：人)

年度	登録者数				累積
		弁護士	公認会計士	税理士	
平成20年度	2,504	184	498	1,822	2,504
平成21年度	1,041	40	134	867	3,545
平成22年度	357	18	49	290	3,902
平成23年度	244	17	45	182	4,146
平成24年度	251	12	54	185	4,397
平成25年度	225	8	39	178	4,622
平成26年度	229	15	46	168	4,851
平成27年度	173	18	40	115	5,024
平成28年度	186	16	33	137	5,210
平成29年度	186	22	39	125	5,396
平成30年度	155	16	31	108	5,551
令和元年度	135	10	30	95	5,686
令和2年度	91	8	23	60	5,777
令和3年度	120	6	27	87	5,897
令和4年度	83	5	18	60	5,980
総 計	5,980	395	1,106	4,479	

※各年度3月末現在（令和4年度は令和5年1月末現在。）。

※登録後に士業の変更があった者については、変更後の士業で分類している。

(表4) 登録政治資金監査人の登録抹消者数（累積）の推移

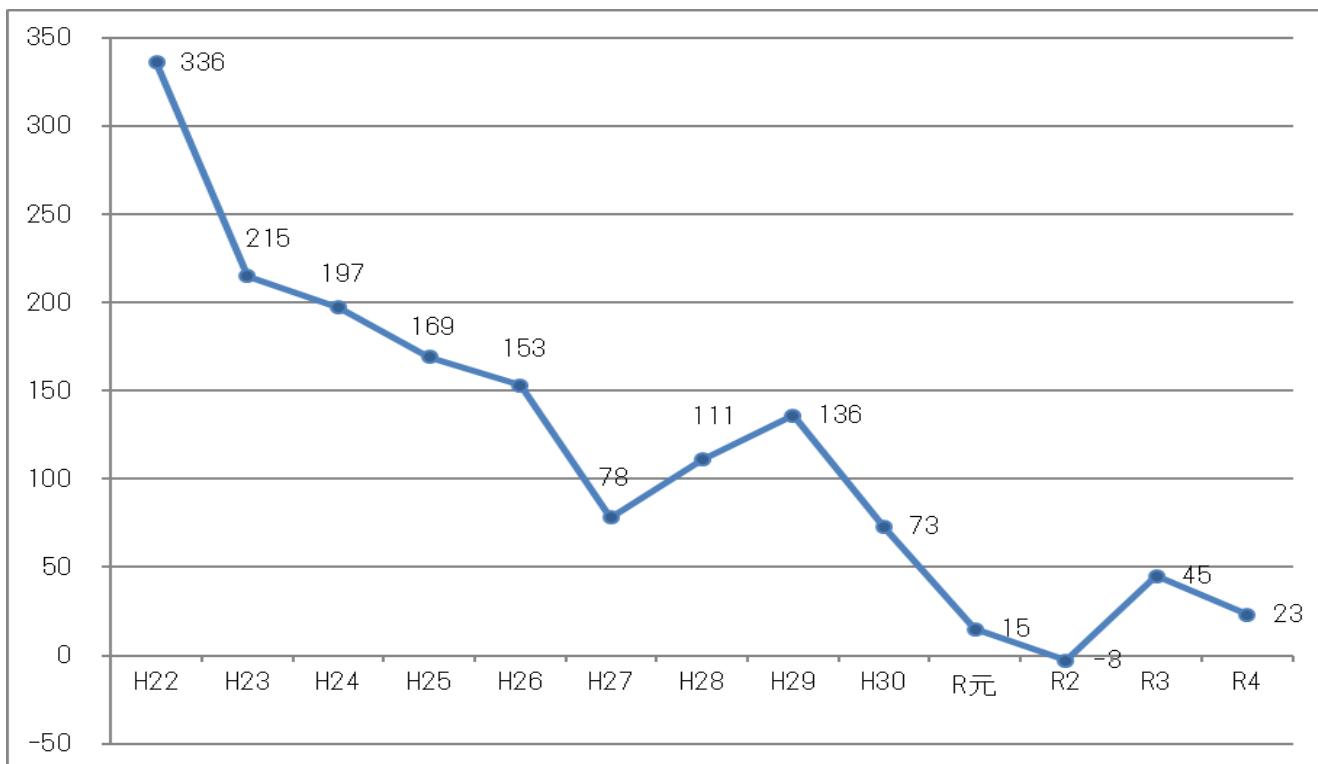


(単位：人)

年度	登録抹消者数			累積
	弁護士	公認会計士	税理士	
平成20年度	1	0	0	1
平成21年度	6	1	1	4
平成22年度	21	1	6	14
平成23年度	29	3	6	20
平成24年度	54	9	13	32
平成25年度	56	5	17	34
平成26年度	76	6	9	61
平成27年度	95	4	16	75
平成28年度	75	5	7	63
平成29年度	50	8	5	37
平成30年度	82	7	14	61
令和元年度	120	7	23	90
令和2年度	94	6	18	70
令和3年度	75	2	6	67
令和4年度	60	2	9	49
総 計	894	66	150	678

※各年度3月末現在（令和4年度は令和5年1月末現在。）。

(表5) 登録政治資金監査人の登録純増数（新規登録者数－登録抹消者数）の推移



(単位：人)

年度	新規登録者数 A	登録抹消者数 B	純増数 A - B
平成20年度	2,504	1	2,503
平成21年度	1,041	6	1,035
平成22年度	357	21	336
平成23年度	244	29	215
平成24年度	251	54	197
平成25年度	225	56	169
平成26年度	229	76	153
平成27年度	173	95	78
平成28年度	186	75	111
平成29年度	186	50	136
平成30年度	155	82	73
令和元年度	135	120	15
令和2年度	91	94	△ 3
令和3年度	120	75	45
令和4年度	83	60	23
総計	5,980	894	5,086

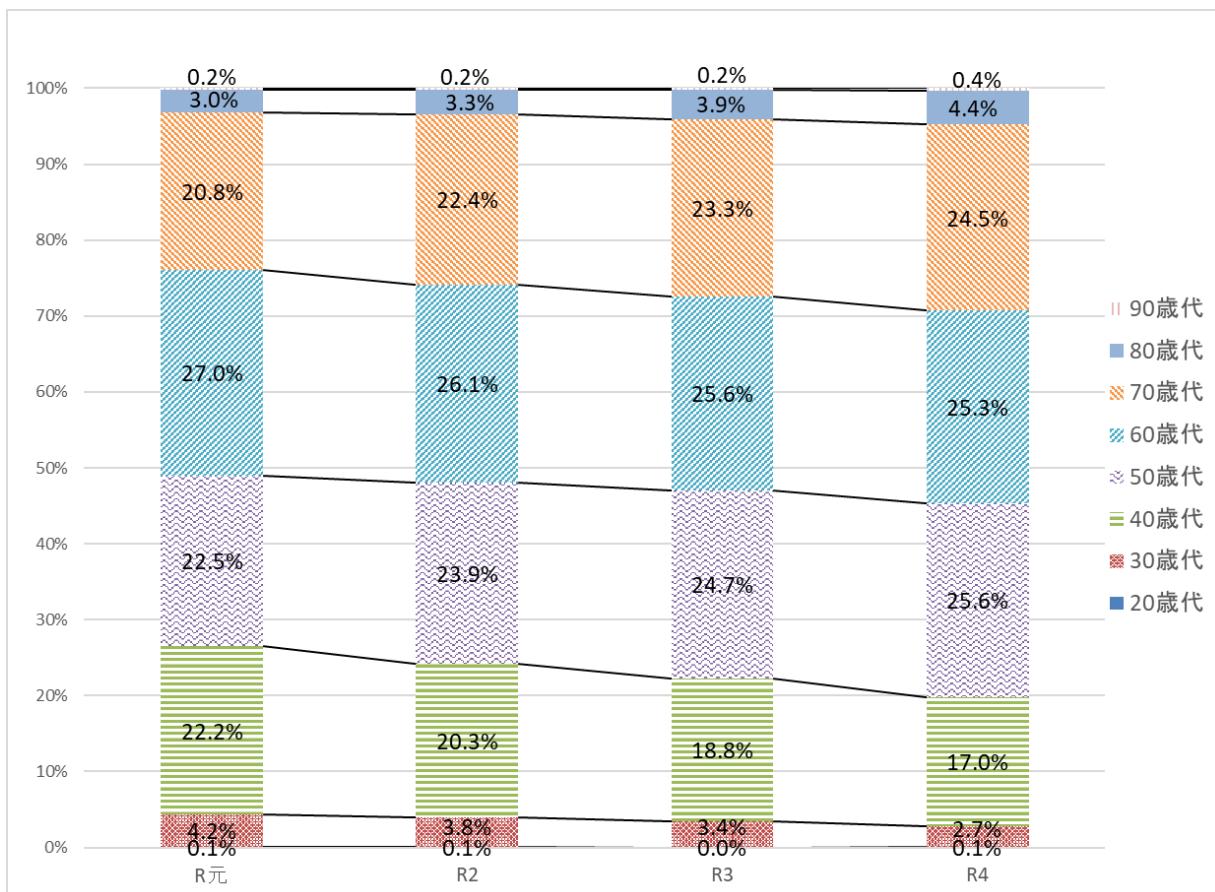
※各年度3月末現在（令和4年度は令和5年1月末現在。）。

② 登録者及び登録抹消者の年代分布

【仮】令和5年1月末時点での登録者の年代分布については、70歳代以上の割合が増加し、登録政治資金監査人の平均年齢は第4期末現在（59.2歳）と比較して2.0歳上昇している（表6）。

【仮】登録抹消者の年代構成については約7割が70歳代以上である一方、（表8）、新規登録者の年代分布については約3割が60歳代以上であり（表7）、登録政治資金監査人の高齢化が進んでいるものと考えられる。

（表6）登録政治資金監査人の年代別構成比の推移

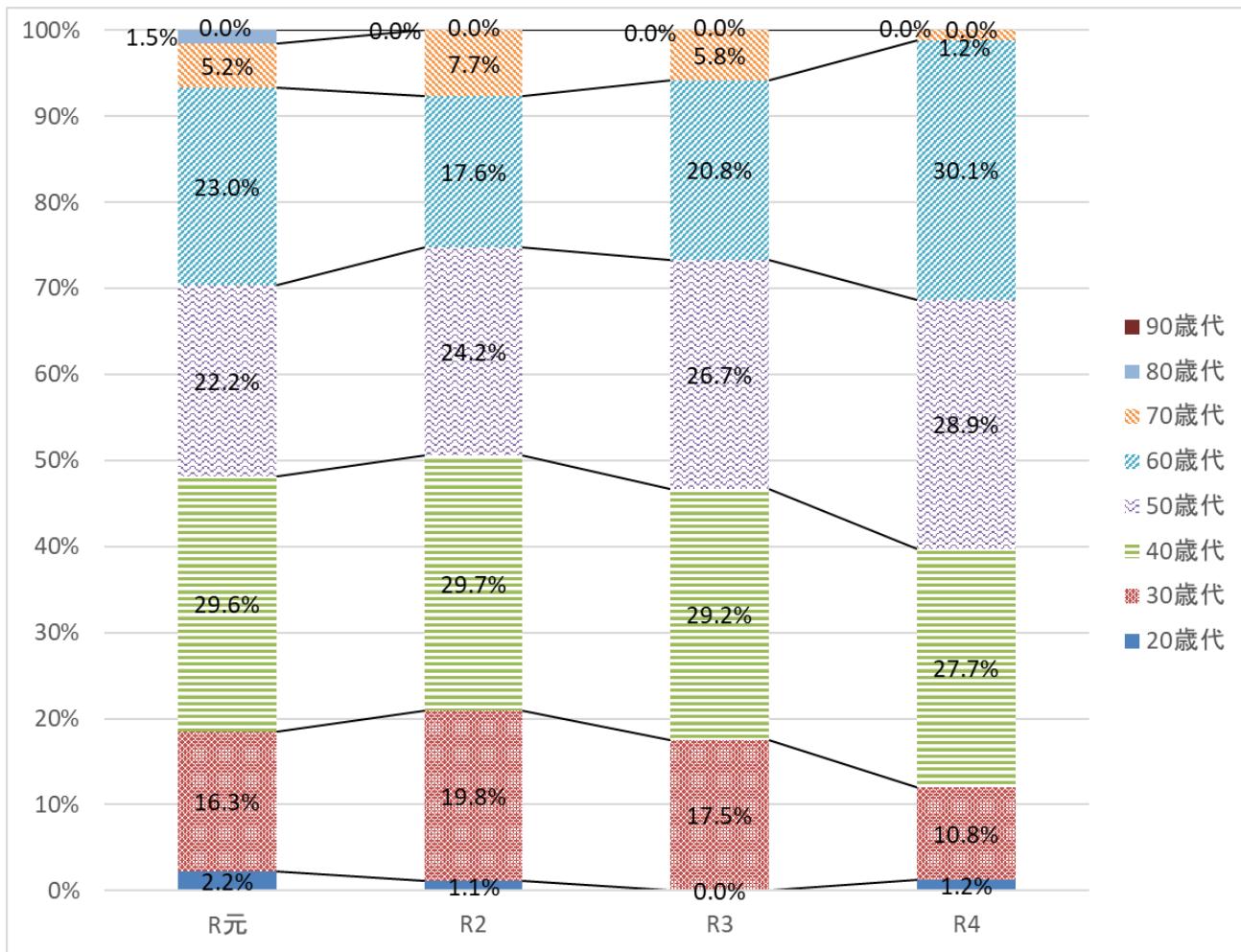


※登録者の年齢は、各年度3月末時点の年齢により区分している。

※令和4年度は令和5年1月末現在登録者の年度末時点の年齢。

※平均年齢は、令和元年度末時点で59.2歳、令和5年1月末時点で61.2歳。

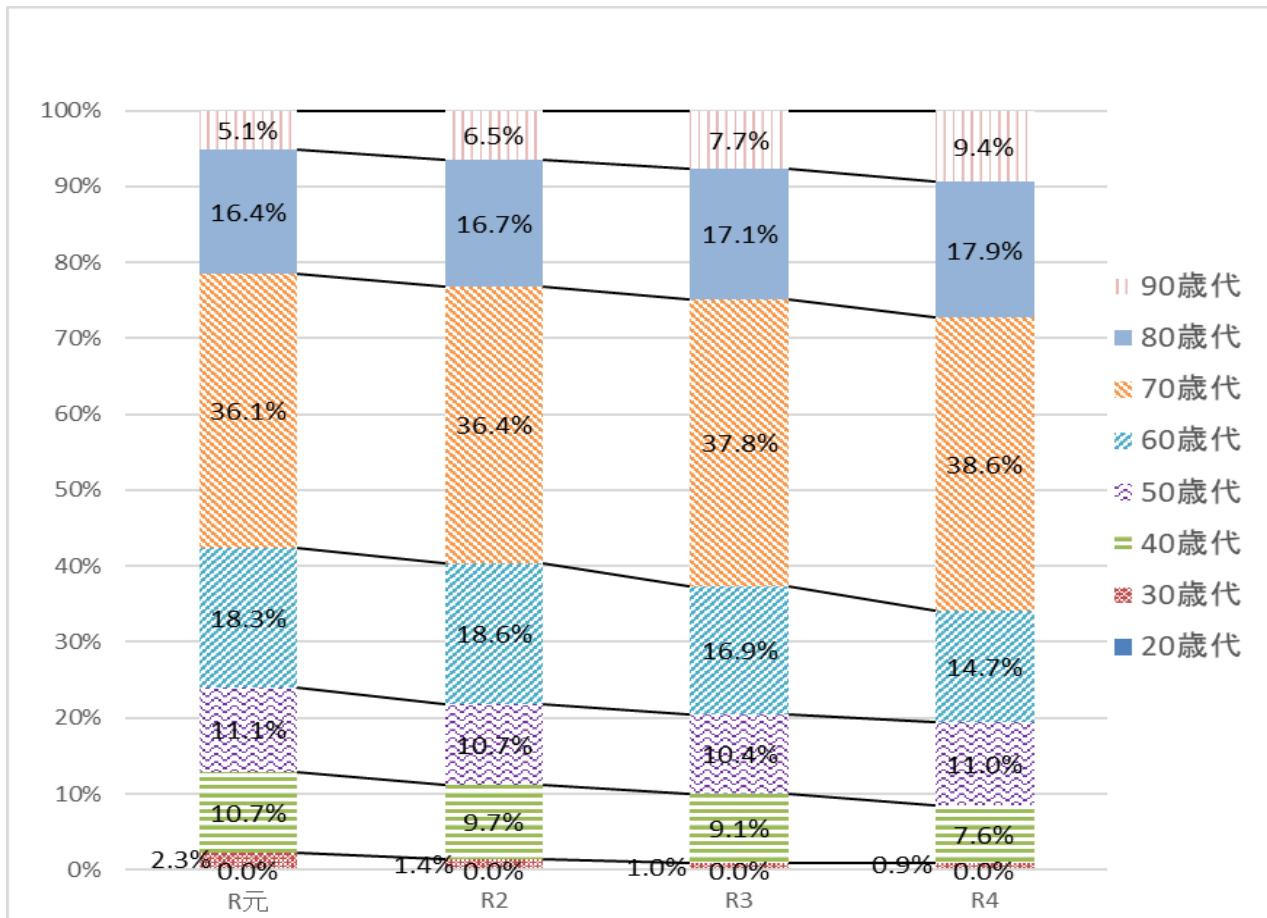
(表7) 新規登録者の年代別構成比の推移



※登録者の年齢は、各年度3月末時点の年齢により区分している。

※令和4年度は令和5年1月末現在登録者の年度末時点の年齢。

(表8) 登録抹消者の年代別構成比の推移



※抹消者の年齢は、各年度3月末時点の年齢により区分している。

※令和4年度は令和5年1月末現在抹消者の年度末時点の年齢。

○ 今後の方向性

政治資金監査制度を安定的に運用していくために必要な登録政治資金監査人数は確保できているものの、登録政治資金監査人の平均年齢が上昇していることや、登録政治資金監査人の登録者数の増加が鈍化傾向にあること等を踏まえると、今後、登録政治資金監査人の高齢化が進むとともに登録者数が減少傾向に転ずるおそれもありうることから、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域の状況も注視しつつ、登録政治資金監査人の安定的確保に向けた取り組みを図っていくことが必要である。

そのためには、関係士業団体の協力も得ながら、引き続き登録政治資金監査人制度について積極的な周知・広報を行っていく必要がある。

(2) 政治資金監査に関する研修の実施について

○ これまでの取組

令和4年度現在、当委員会では登録政治資金監査人に対し、「政治資金監査に関する研修（以下「登録時研修」という。）」及び「フォローアップ研修」の2種類の研修を実施している。登録時研修は、登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得させることを目的として、登録政治資金監査人名簿に登録を受けた登録政治資金監査人が受講するものであり（法第19条の27）、フォローアップ研修は、当委員会が行う研修（法第19条の30第1項第3号）として、登録政治資金監査人の政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的に、登録時研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができるものである。それぞれの研修の概要は、下表（表9）のとおりである（フォローアップ研修に関しては第3章に詳記。）。

（表9）政治資金監査関係の研修一覧（政治資金適正化委員会が実施するもの）

研修の種類	対象	方式	主な内容
登録時研修	登録手続を完了した登録政治資金監査人	集合研修方式※1 (要望研修方式※2を含む。) 個別研修方式※3 リモート研修方式※4	登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得
フォローアップ研修	再受講研修	集合研修方式 リモート研修方式※4	登録時研修と同内容
	実務向上研修		政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、特に誤りやすい事例や留意すべき点について重点的に解説

※1 集合研修方式…研修受講者を一堂に会して実施するもの（平成20年度から実施）。

※2 要望研修方式…希望する研修日・研修地を示して、5人以上の登録時研修を修了していない登録政治資金監査人が登録時研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合に実施するもの（平成23年度から実施）。

※3 個別研修方式…個別の研修受講者ごとに任意の日時において、研修用映像教材を用いて実施するもの（平成22年度から実施）。

※4 リモート研修方式…個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施するもの（令和2年度から実施）。

第5期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、集合研修の中止や人数制限をせざるを得ないこととなった。当初はその代替措置として新たにリモート研修を臨時に実施したが、リモート研修の性質上、第4期取りまとめにおいて求められた「遠隔地からでも研修をより受けやすくする環境整備」に資するものであること、今後も新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中でも受講機会を確保できること、研修の受講に係る利便性の向上により新規登録者の安定的確保及び未受講者の受講促進に資すること等から、本格実施することとし、研修期間も拡充した。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見極め、受講者数は制限せざるを得なかったものの集合研修も再開し、個別研修と併せて、【仮】令和5年1月末現在、登録政治資金監査人5,086人のうち、4,996人（98.2%）が登録時研修を修了し、政治資金監査を実施することが可能となっている（表10）。一方、【仮】登録時研修の未修了者は90人となっている。

（表10）登録時研修の実施状況（年度別・研修方式別）

（単位：人）

年度	研修修了者数	集合研修方式		要望研修方式		個別研修方式		リモート研修方式
		回	回	回	回	回	回	
平成20年度	816	8回	816	—	—	—	—	
平成21年度	2,616	39回	2,616	—	—	—	—	
平成22年度	338	7回	139	—	—	199回	199	
平成23年度	241	11回	100	2回	20	121回	121	
平成24年度	270	12回	77	3回	40	153回	153	
平成25年度	208	15回	103	1回	8	97回	97	
平成26年度	231	14回	105	0回	0	126回	126	
平成27年度	192	16回	69	1回	21	102回	102	
平成28年度	174	16回	84	0回	0	90回	90	
平成29年度	177	19回	115	0回	0	62回	62	
平成30年度	171	19回	129	0回	0	42回	42	
令和元年度	111	14回	79	0回	0	32回	32	
令和2年度	100	7回	30	0回	0	55回	55	1月～3月
令和3年度	128	7回	50	0回	0	40回	40	1月～3月
令和4年度	84	4回	19	0回	0	25回	25	9月～1月
総計	5,857	208回	4,531	7回	89	1,144回	1,144	93

※各年度3月末現在（令和4年度は令和5年1月末現在。）。

※研修修了者数は登録抹消者を含む。

※令和5年1月末現在、研修修了者数から登録抹消者を除いた人数は4,996人。

第5期における登録時研修実施状況の詳細については、以下のとおりである。

① 令和2年度

令和2年より発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が数次にわたり発出されたことなどから、感染拡大防止のため、その時々の状況を踏まえ、予定した開催時期や開催場所に応じて集合研修の中止を検討するとともに、登録政治資金監査人の受講機会確保のための追加開催も並行して検討した結果、令和2年9月末までの集合研修についてはすべて中止したが、10月以降は、受講者数の制限等の新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で、集合研修を実施した。

また、令和3年1月に緊急事態宣言の対象区域が変更（愛知県及び兵庫県等の追加）されたことにより、令和3年1月に追加実施を予定していた2箇所（神戸市及び名古屋市）での集合研修を中止したことに伴い、その代替措置を講じるべく、臨時の措置としてリモート研修方式による登録時研修を実施することとし、令和3年1月から3月に実施した。なお、要望研修は実施要望が無かった。

個別研修は、検温、消毒等の新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で、年度を通じて実施した。

これらにより、令和2年度においては、集合研修が7回（30名）、個別研修が55回（55名）、リモート研修が15名に対して実施され、研修修了者数は100名となった（表10）。

② 令和3年度

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を慎重に見極めながら、集合研修の開催場所を順次追加する決定を行い、新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で集合研修及び個別研修を行った。なお、要望研修は実施要望が無かった。

また、「政治資金監査に関する研修実施要領」等を改正し、リモート研修方式による登録時研修実施にかかる規定の整備を行い、令和4年1月から3月に実施した。

これらにより、令和3年度においては、集合研修が7回（50名）、個別研修が40回（40名）、リモート研修が38名に対して実施され、研修修了者数は128名となった（表10）。

③ 令和4年度

令和4年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で【仮】集合研修（4回）及び個別研修を実施しているところ。

リモート研修については、令和4年9月から令和5年1月にかけて実施した。

また、すべての研修方式において、研修の理解度を自己確認するための小テストの実施を開始した。

○ 今後の方針性（登録時研修）

登録時研修は政治資金監査の実施要件とされており、政治資金監査制度を安定的に運用していくため、登録政治資金監査人のニーズや利便性を考慮し、また社会情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、集合研修・個別研修・リモート研修の各研修方式を適切に組み合わせて実施していく必要がある。

具体的には、リモート研修については、遠隔地を含めた全国の登録政治資金監査人に対して、新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中でも受講機会を提供することができる一方、集合研修については実際の会場で行うことから臨場感があり集中できるといった面もあるなど、今後も集合研修や個別研修の必要性がなくなるとは考えづらいことから、いずれの方式も引き続き実施することとし、登録政治資金監査人の受講機会が確保されるよう、実施時期や回数等について検討していくことが適当である。

2 政治資金監査に関する具体的な指針等について

(1) 政治資金監査マニュアルについて

法では、国会議員関係政治団体の会計責任者は収支報告書を提出するときにはあらかじめ政治資金監査を受けなければならないとされ、この政治資金監査は、当委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき行うものと規定されている（法第19条の13第1項及び第2項）。

政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが法律上求められる。

○ これまでの取組

当委員会では、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るために登録政治資金監査人の責任と負担にも留意すべきという点を踏まえ、平成20年10月に政治資金監査マニュアルを定めた。

その後、より円滑な政治資金監査の実施に資するため、以下のとおり改定を行っている。

改定時期	主な改定内容
平成22年9月	<ul style="list-style-type: none">・政治資金監査実施要領と一体化させ章立てを再構成するとともに、「政治資金監査に関するQ&A」のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する委員会見解の追加。・記載不備のある領収書等の確認に請求書等の関係書類を利用可能としたほか、支出を受けた者の住所について別添の書類に記載との記載があった場合に別添の書類の住所で確認可能とした。

平成25年6月	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月の施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加。 収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例の追加。 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化。
平成28年3月	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年10月の施行規則の一部改正による、業務制限の対象の追加を踏まえた記載の追加。 記載例の注の追加、その他記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理。
令和元年6月	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月の施行規則の一部改正による、政治資金監査報告書の元号表記の改正に伴う政治資金監査報告書記載例の元号表記の改正等。
令和元年7月	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年7月の工業標準化法の一部改正に伴う施行規則の一部改正による、政治資金監査マニュアル等における表記の改正。
令和3年9月	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月の施行規則の一部改正による、政治資金監査報告書の押印義務の廃止に伴う、政治資金監査報告書記載例の押印欄の削除等。

これらの改定については、当委員会のホームページやフォローアップ研修の場を通じて、登録政治資金監査人に対し、改定内容を周知するとともに、適確な政治資金監査を行うため、政治資金監査マニュアルの内容を改めて確認するよう注意喚起してきたところである。

○ 今後の方向性

政治資金監査マニュアルの内容については、当委員会のホームページやフォローアップ研修を通じて引き続き周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、引き続き必要な見直しを行っていくことが適當である。

(2) 「政治資金監査に関するQ & A」等について

○ これまでの取組

当委員会では、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、新たな見解を示す必要があるものや登録政治資金監査人に広く周知する必要があるものについては、政治資金監査マニュアルを補完するものとして、当委員会の見解の表明や、「政治資金監査に関するQ & A」の公表等を行い、フォローアップ研修等の場を通じてこれらの周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施に関して必要な指導及び助言を行ってきたところである。

特に、「政治資金監査に関するQ & A」については、平成21年3月に公表して以降、必要に応じて追加等を行い、充実を図ってきた。

このほか、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に当たって、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストが有効に活用されるよう、フォローアップ研修等の場を通じて周知に努めてきたところである。

○ 今後の方向性

政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、今後もこれまでと同様に、必要に応じ、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明や「政治資金監査に関するQ & A」の充実、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進等を行っていくことが適当である。

3 政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する 研修及び個別の指導・助言～

政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録政治資金監査人の確保に関しては、関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行い、国会議員関係政治団体 2, 902 団体（令和 3 年分の収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）に対し、5, 086 人（令和 5 年 1 月末現在）の登録政治資金監査人が確保できているところである。

当委員会では、このように、一定程度の人数の確保が果たしてきたことから、また、政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、政治資金監査の質の向上により重点を置いた取組を進めているところである。

法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第 19 条の 30 第 1 項第 5 号）。そこで、当委員会では、前章で述べたとおり、これまでにも政治資金監査の質の確保を図るための取組として、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、政治資金監査マニュアルを補完するものとして当委員会の見解や「政治資金監査に関する Q & A」を公表し周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

これらに加え、政治資金監査の更なる質の向上を図るための具体的な取組として、①従来行ってきた登録政治資金監査人に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、②当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みを設け、平成 26 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査からこの個別の指導・助言の取組を実施してきたところである。

取組の具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) フォローアップ研修について

○ これまでの取組

当委員会では、より円滑な政治資金監査が継続的に実施されるよう、平成 22 年度から、登録時研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講

できる「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」を実施してきた。

平成26年度以降は、同説明会を「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修」とし、それまでの研修内容を引き継いだ「実務向上研修」に加え、登録政治資金監査人が登録時研修と同内容の研修を再度受講することを可能とする「再受講研修」を実施している。

第5期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、集合研修の中止や人数制限をせざるを得ないこととなった。当初はその代替措置として新たにリモート研修を臨時に実施したが、その後本格実施することとし、令和4年度からは集合研修も人数制限した上で再開した（詳細については下記のとおり）。また、当委員会と関係士業団体との協力により、関係士業団体においても政治資金監査についての研修が実施された。

当委員会が実施する実務向上研修の研修受講者数については、各年度1,000人程度（登録時研修修了者全体の2～3割）で推移していた第4期までと比較して減少せざるを得なかつたが、【仮】各年度100～500人程度が研修を受講した（表11）。

受講経験者の総数（実務向上研修を一度でも受講したことのある登録政治資金監査人の数）は、【仮】令和5年1月末現在で2,696人となっており、登録時研修を修了した登録政治資金監査人の半数以上（54.0%）に達している（表12）。

なお、実務向上研修の参加者アンケート結果によると、【仮】各年度における受講者の約5割が実際に政治資金監査の実務経験を有している（表13）。

(表 11) フォローアップ研修の開催状況

○ 実務向上研修

(単位：人)

年度	集合研修 開催回数	リモート研修 開催期間	受講者数			
				弁護士	公認会計士	税理士
平成22年度	10 回	12月～3月	966	38	125	803
平成23年度	13 回		1,142	41	163	938
平成24年度	16 回		1,080	41	141	898
平成25年度	17 回		1,197	34	180	983
平成26年度	17 回		1,116	28	158	930
平成27年度	17 回		1,034	33	152	849
平成28年度	17 回		980	34	153	793
平成29年度	20 回		1,133	30	184	919
平成30年度	21 回		1,023	26	147	850
令和元年度	16 回		759	26	117	616
令和 2 年度	0 回	12月～3月	522	14	112	396
令和 3 年度	0 回	12月～3月	510	11	108	391
令和 4 年度	4 回	9月～1月	184	2	43	139
総 計	168 回		11,646	358	1,783	9,505

※各年度 3月末現在。

※令和 4 年度は令和 5 年 1 月末現在。

○ 再受講研修

(単位：人)

年度	集合研修 開催回数	リモート研修 開催期間	受講者数			
				弁護士	公認会計士	税理士
平成26年度	17 回	12月～3月	287	3	54	230
平成27年度	17 回		206	6	36	164
平成28年度	17 回		200	6	33	161
平成29年度	19 回		242	3	45	194
平成30年度	21 回		155	2	24	129
令和元年度	16 回		105	1	14	90
令和 2 年度	0 回	12月～3月	140	4	38	98
令和 3 年度	0 回	12月～3月	185	5	43	137
令和 4 年度	3 回	9月～1月	58	0	11	47
総 計	110 回		1,578	30	298	1,250

※各年度 3月末現在。

※令和 4 年度は令和 5 年 1 月末現在。

(表 12) フォローアップ研修(実務向上研修) 受講経験者数の推移

年 度	登録時研修 修了者数 A	フォローアップ研修 受講経験者数 B (B/A)		フォローアップ研修 未受講者数 C (C/A)	
		B	(B/A)	C	(C/A)
平成25年度	4,327	2,098	(48.5%)	2,229	(51.5%)
平成26年度	4,487	2,252	(50.2%)	2,235	(49.8%)
平成27年度	4,583	2,358	(51.5%)	2,225	(48.5%)
平成28年度	4,723	2,452	(51.9%)	2,271	(48.1%)
平成29年度	4,825	2,554	(52.9%)	2,271	(47.1%)
平成30年度	4,915	2,635	(53.6%)	2,280	(46.4%)
令和元年度	4,908	2,636	(53.7%)	2,272	(46.3%)
令和2年度	4,918	2,667	(54.2%)	2,251	(45.8%)
令和3年度	4,970	2,710	(54.5%)	2,260	(45.5%)
令和4年度	4,996	2,696	(54.0%)	2,300	(46.0%)

※各年度3月末現在（令和4年度は令和5年1月末現在）。

※登録時研修修了者数は登録抹消者を除く。

※フォローアップ研修受講経験者数は登録時研修を修了し、かつ、平成22年度から令和4年度までの間に、フォローアップ研修のうち実務向上研修（平成25年度まではフォローアップ説明会）を一度でも受講したことのある者の数。

(表 13) フォローアップ研修（実務向上研修）受講者の実務経験状況

年度	受講者数	回答者数	(単位：人)	
			うち実務経験あり	うち実務経験なし
平成26年度	1,116	891	551 (61.8%)	340 (38.2%)
平成27年度	1,034	836	491 (58.7%)	345 (41.3%)
平成28年度	980	801	491 (61.3%)	310 (38.7%)
平成29年度	1,133	892	530 (59.4%)	362 (40.6%)
平成30年度	1,023	790	492 (62.3%)	298 (37.7%)
令和元年度	759	588	353 (60.0%)	235 (40.0%)
令和2年度	522	494	282 (57.1%)	212 (42.9%)
令和3年度	510	494	274 (55.5%)	220 (44.5%)
令和4年度	184	126	63 (50.0%)	63 (50.0%)

※各年度3月末現在。

※令和4年度は令和5年1月末現在。

実務向上研修については、政治資金監査の質の向上を図るため、研修内容の充実に取り組みながら継続的に実施している。

具体的には、①リモート研修での受講に配慮した研修資料の見直し（ページを前後することなく順に読み進めていけるよう、レイアウト、解説や図表の掲載順序等を変更）、②各事項の解説で表示する会計帳簿等及び政治資金監査報告書の例について、解説のポイントを明確にするため、図表の表示の一部を省略する等の見直し、③政治資金監査報告書の作成のポイントの解説において、政治資金監査の実施及び政治資金監査報告書の作成において誤りやすい事例を強調して表示、④政治資金監査の結果に応じ、政治資金監査報告書記載例の類型に対応した記載となっているか十分に確認の上、作成に当たる必要がある旨を特に強調して明記、⑤研修資料のうち演習問題について、毎年度新規の問題を作成し、政治資金監査の質の向上の取組から明らかとなつた誤り事例の内容を盛り込むなど、より実践的なものとした。さらに、⑥令和2年度から研修の理解度を自己確認するための小テストを開始した。

併せて、フォローアップ研修への参加の促進についても取り組んでおり、すべての登録政治資金監査人に対し研修実施予定を周知している。

また、フォローアップ研修の日程等を周知する際に、研修未受講者に対し積極的な参加の呼びかけを行ったほか、登録時研修を受講する者に対しては、併せて実務向上研修の受講を呼びかけるなど、参加の促進を図っている。

第5期におけるフォローアップ研修実施状況の詳細等については、以下のとおりである。

① 令和2年度

令和2年より発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染拡大防止のため、集合研修をすべて中止したが、その代替措置を講じるべく、臨時の措置としてリモート研修方式による研修を実施することとし、令和2年12月から令和3年3月に実施した。

これにより、令和2年度においては、実務向上研修は522人、再受講研修は140人が受講した（表11）。両研修を受講した者の重複を除了いた実人数は545人となっている。

② 令和3年度

令和3年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合研修をすべて中止したが、「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領」を改正し、リモート研修方式による研修実施にかかる規定の整備を行い、令和3年12月から令和4年3月に実施した。

これにより、令和3年度においては、実務向上研修は510人、再受講研修は185人が受講した（表11）。両研修を受講した者の重複を除了いた実人数は538人となっている。

③ 令和4年度

【仮】令和5年1月末現在、新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で集合研修を4回開催した。

リモート研修については、各士業の業務の繁閑等に配慮し、令和4年9月から令和5年1月にかけて実施した。

④ フォローアップ研修の参加者アンケート

令和4年度フォローアップ研修の参加者アンケート結果では、集合研修とリモート研修の理解度の比較について、実務向上研修・再受講研修とともに、約3割が「集合研修の方が高い」、約4割が「リモート研修の方が理解度が高い」、約3割が「どちらも同じ」と回答している（表14）。

また、実務向上研修の内容について、「とても参考になった（理解できた）」、「多少参考になった」を合わせると、ほぼすべての参加者が参考になったと回答しており（表15）、「実務に則した研修内容であり今後の参考となった」、「過去の誤りの実例があって注意点が理解できた」、「説明が具体的でわかりやすい」、「より多くの監査のポイントを伝えてほしい」、「より具体的な事項を取り入れてほしい」といった意見があった。

⑤ 関係土業団体による研修の実施

関係土業団体の協力により、政治資金監査制度の概要、政治資金監査のポイント及び政治資金監査の質の向上を図るための取組により明らかとなった誤りやすい事例の紹介等について、リモート研修等が実施された。

(表14) フォローアップ研修（リモート研修）アンケート結果（令和4年度）
「集合研修とリモート研修ではどちらの方が理解度が高いと感じるか。」

	集合研修の方が理解度が高い	リモート研修の方が理解度が高い	どちらも同じ
実務向上研修	15 (24.6%)	25 (41.0%)	21 (34.4%)
再受講研修	6 (27.3%)	9 (40.9%)	7 (31.8%)

※参加者アンケートにおいて有効な回答があったものの集計。

[理解度が高いとする理由（実務向上研修、複数回答）]

○ 集合研修の方が理解度が高い

理 由	人 数
実際の会場で行うため臨場感があり、集中できる	11
講師が強弱をつけて説明するため、ポイントが分かる	7
リモート研修では、他のことに気を取られ集中できない	5

○ リモート研修の方が理解度が高い

理 由	人 数
自分が受講しやすい時間に受講できる	22
聴き直しができ、自分の理解度に合わせ受講できる	18

※参加者アンケートにおいて有効な回答があったものの集計。

(表15) フォローアップ研修アンケート結果

○ 実務向上研修

年度	研修内容について			
	内容	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった
平成26年度		73.8%	23.2%	3.0%
平成27年度		73.7%	24.3%	2.0%
平成28年度		78.3%	20.2%	1.5%
平成29年度		86.3%	13.3%	0.3%
平成30年度		86.7%	11.8%	1.5%
令和元年度		85.4%	13.4%	1.2%
令和2年度		85.5%	13.0%	1.5%
令和3年度	政治資金監査のポイント	66.4%	33.6%	0.0%
	政治資金監査の質の向上	63.3%	36.1%	0.6%
令和4年度	政治資金監査の概要・政治資金監査の流れ	75.6%	22.8%	1.6%
	政治資金監査の実施のポイント	79.7%	20.3%	0.0%
	政治資金監査報告書の作成のポイント	80.5%	17.9%	1.6%
	政治資金監査の質の向上	83.9%	15.3%	0.8%
	演習（選択問題等）	86.3%	12.9%	0.8%
	演習（事例問題）	88.7%	10.5%	0.8%

※令和4年度は令和5年1月末現在

○ 再受講研修

年度	研修内容について			
	内容	とても参考になった	多少参考になった	あまり参考にならなかった
平成26年度		80.5%	15.9%	3.6%
平成27年度		75.6%	24.4%	0.0%
平成28年度		71.8%	25.3%	2.9%
平成29年度		84.9%	15.1%	0.0%
平成30年度		71.9%	24.6%	3.5%
令和元年度		78.2%	19.5%	2.3%
令和2年度		73.1%	25.4%	1.5%
		よく理解できた	ある程度理解できた	あまり理解できなかった
令和3年度	政治資金規正法のあらまし	46.2%	53.8%	0.0%
	政治資金監査に関する具体的な指針	46.2%	53.3%	0.5%
令和4年度	講義1（あらまし、指針I～III）	56.3%	43.8%	0.0%
	講義2（指針IV以降）	50.0%	50.0%	0.0%

※令和3年度以降、アンケート事項を理解度に関するものに変更。

※令和4年度は令和5年1月末現在

○ 今後の方向性

フォローアップ研修については、登録政治資金監査人が政治資金監査実務の基礎知識の定着・向上させることを目的として実施しているものであり、その内容の充実、参加機会の確保などによる参加の促進を図りながら、今後も継続して実施していくことが必要である。

特に実務向上研修については、受講者の【仮】約5割が実務経験者であることなども踏まえ、演習問題の内容やその解説、政治資金監査実務上誤りの多い点についての具体例の解説を充実させる等、実務に則した実践的内容を更に充実させながら継続して実施していくことが適当である。

また、登録時研修と同様、登録政治資金監査人のニーズや利便性を考慮し、また社会情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、集合研修とリモート研修を適切に組み合わせて実施していく必要があり、実施時期や回数等については、参加機会の確保を図り、より多くの登録政治資金監査人に受講されるよう検討していくことが適当である。

研修内容の充実や参加機会の確保を図り、更なる関係士業団体との協力強化、登録政治資金監査人への効果的な周知等により、研修への参加促進を図ることが必要である。

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

○ これまでの取組

法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うことと規定されている（法第19条の30第1項第5号）。

これを踏まえ、当委員会では、これまでも政治資金監査の質の確保を図るため、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して、必要な指導及び助言を行ってきた。

これらに加え、更なる政治資金監査の質の向上を図るために取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組を実施しているところである。

① 取組の概要

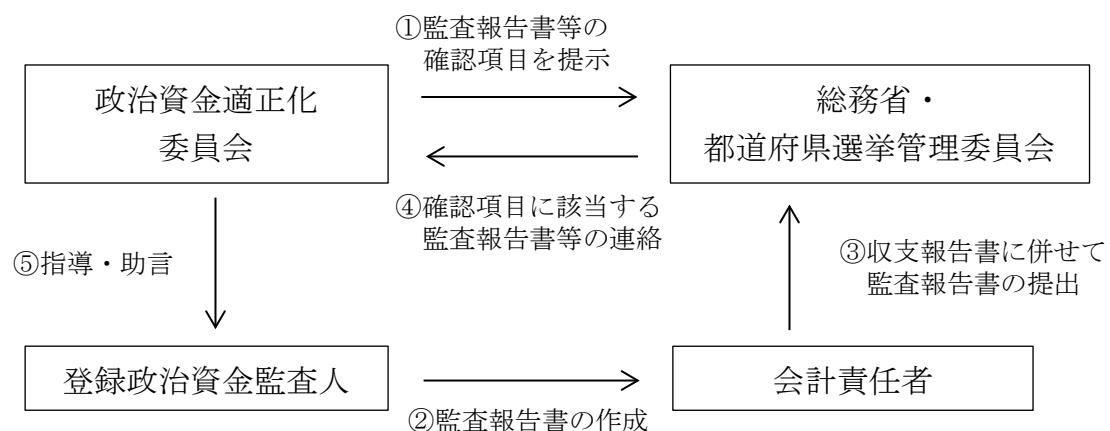
ア 経緯

平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（第2期取りまとめ）において、政治資金監査マニュアルに定められた記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来政治資金監査の過程で指摘されるべき収支報告書の誤記等について、該当のあった登録政治資金監査人に対して個別に指導・助言を行うとの枠組みが示された。

これを受け、当委員会において具体的な検討が行われ、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について確認・報告等を求め、当該確認・報告等に基づき、該当のあった登録政治資金監査人に対して個別の指導・助言を行うこととした。

イ 個別の指導・助言の取組の概要

＜登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）＞



本取組の目的は、取組の結果を政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、登録政治資金監査人に対する注意喚起を通して、政治資金監査のより適確な実施を図ることであり、本取組の結果、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務について、将来的には効率化が期待できるものである。

都道府県選管等に報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象等については、以下のとおりとなっている。

	都道府県選管等に報告を求める範囲	指導・助言の対象
確認項目 (該当したら必ず報告することを都道府県選管等に求めたもの)	<p>ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの</p> <p>形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかつたもの</p> <p>イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの</p> <p>最初の受付時点で該当するもの</p>	<p><u>平成26年分から</u></p> <p>該当するものは全て対象とした。</p>
確認項目以外 (任意報告)	<p>ウ 個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるもの</p>	<p><u>平成27年分から</u></p> <p>当委員会において個別に対応を判断。</p> <p>【これまでに対象とした例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。 ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった。（領収書等の写しの「年」の記載誤り） ・同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。 ・同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。 <p>など</p>

② 個別の指導・助言の実施（第5期）

ア 令和元年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

都道府県選管等からの報告のうち、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施した。

実施件数等の内訳は、以下のとおりである。

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	4人	9件 (0.4%)
イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	25人	28件 (1.1%)
総計	29人	37件
純計	26人	34件 (1.3%)

（注）

- ・上記の内訳は、令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和元年分収支報告書（定期分）の件数}} \right] (2, 571件)$$

イ 令和2年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

令和元年分の収支報告書（定期分）に係る取組と同様、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合）があるもの等について、該当

のあった登録政治資金監査人に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施した。

実施件数等の内訳は、以下のとおりである。

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	16人	33件 (1.3%)
イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	26人	32件 (1.2%)
総計	42人	65件
純計	37人	60件 (2.3%)

(注)

- ・上記の内訳は、令和2年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和2年分収支報告書（定期分）の件数}} \right] (2, 622件)$$

ウ 令和3年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施

令和2年分の収支報告書（定期分）に係る取組と同様、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不整合）があるもの等について、該当のあった登録政治資金監査人に対し、当委員会から文書により個別の指導・助言を実施した。

実施件数等の内訳は、以下のとおりである。

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	8人	17件 (0.6%)
イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）に係るもの	30人	32件 (1.2%)
総計	38人	49件
純計	35人	46件 (1.7%)

(注)

- ・上記の内訳は、令和3年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象に都道府県選管等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等の総数。
- ・比率については、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和3年分収支報告書（定期分）の件数}} \right] (2, 731件)$$

エ 令和4年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施の決定

個別の指導・助言の取組は、政治資金監査の更なる質の向上を図るために有意義なものであることから、継続的に実施する必要がある。

本取組については、これまで毎年の委員会において次年度分の取組継続を決定してきたが、今後は委員会で逐次決定を行うのではなく、毎年12月下旬に各都道府県選管等に対して次年度分の提出依頼を行う取扱いとする。

オ 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

本取組の取組結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、当委員会のホームページでの周知に加え、以下のとおり関係者に対して周知を図っている。

<取組結果の周知>

i 登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する取組結果等の周知文書の送付。

ii 関係士業団体に対する周知

会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼。

iii 都道府県選管に対する周知

個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等。

iv フォローアップ研修における対応

主な逸脱事例等について、実務向上研修のテキストで取り上げ、研修受講者に重点的に説明。

力 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト活用の呼びかけ

政治資金監査における誤りの防止のためには、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用が有効であることから、本取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、政治資金監査における同チェックリストの有効性を強調し、再発防止の徹底を呼びかけた。

キ 個別の指導・助言の対象となった者への追加研修受講の呼びかけ

本取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、フォローアップ研修への積極的な参加の呼びかけを行った。

ク 政治資金監査における誤りやすい事例集の配布

過去の本取組の結果に基づき、これまで個別の指導・助言の対象となった誤りの事例等を事例集としてとりまとめ、実務向上研修等において活用することにより、政治資金監査において注意すべきポイントの意識付けの徹底を図った。

ケ 都道府県選挙管理委員会に対するアンケートの実施

都道府県選管に対して、個別の指導・助言に係る事務の体制、報告事務要領のわかりやすさ、業務の事務負担、取組結果の活用状況等に係るアンケートを令和3年度に実施した。

○ 第5期における個別の指導・助言の取組について

第5期の本取組において、個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数は、令和元年分は26人、令和2年分は37人、令和3年分は35人となった。そして、逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数は、令和元年分は34件、令和2年分は60件、令和3年分は46件となった。

本取組の対象となった誤りの事例の中で、多く見られたものは、第4期と同様、政治資金監査報告書に係るものでは、監査対象期間や政治団体名、根拠条文の記載誤り、支出がないにもかかわらず領収書等が保存されていた旨等の矛盾した記載があるといったものであった。また、収支報告書に係るものでは、収支報告書上での金額の不整合や、収支報告書と領収書等の写しの記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が整合的でなかったものなどであった。このほか、収支報告書上で氏名や住所の記載誤りがあったものも見られた。

個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数の推移については、平成26年分からの本取組の開始後、平成29年分までは45人超であったが、平成30年分に減少し、令和元年分までは概ね横ばい、令和2年分については増加が見られたところ、令和3年分については前年から概ね横ばいとなっている。

逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数は全体から見れば1～2%程度であり、個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の人数も総数から見ればわずかである。

一方で、連続して対象となる者を含め、個別の指導・助言の対象者は依然として一定数存在する。また、誤りの内容は、単純な記載誤りや、収支報告書と領収書等の写しの記載事項が整合的でなかったなど、政治資金監査の実施に際し、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを活用するなどにより防ぐことができたと考えられるものが多く、誤りのあった箇所も、同様のところで見受けられる。

こうしたことから、引き続き、登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことにより、誤りの防止の徹底を図っていくことが、政治資金監査の質の向上のために有意義であると考えられる。

また、本取組によってこれまでに明らかとなった誤りの事例等を実務向上研修において取り上げ、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用と併せて周知することにより、他の登録政治資金監

査人による同様の誤りの防止を一層進めていくことが重要である。

○ 今後の方針

本取組は、政治資金監査の質の向上の観点から有意義なものであり、その重要性に鑑みれば、政治資金監査の更なる質の向上を図り、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につなげるため、継続して実施することが必要であるが、本取組の継続に当たっては、これまでの取組結果等を踏まえ、個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人の人数が可能な限り減少するよう、より効果的な周知・研修内容等の検討を行うことが適当である。

また、個別の指導・助言の対象者数の減少に資するため、「登録政治資金監査人の業務に対する意識喚起」、「登録政治資金監査人の誤り軽減に資する仕組みの検討」及び「都道府県選挙管理委員会の報告事務フローの改善」の3点について取り組むこととする。

なお、こうした個別の指導・助言の取組状況を確認しながら、個別の指導・助言のあり方に関して、引き続き必要な検討を行うことが適当である。

参考資料

【参考資料 1】 政治資金適正化委員会実施状況	· · · · 3 6
<政治資金監査に関する具体的な指針等関係>	
【参考資料 2】 政治資金適正化委員会の見解一覧	· · · · 3 9
【参考資料 3】 政治資金監査に関するQ&Aの主な追加・改定	· · · · 4 0
<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言関係>	
【参考資料 4】 政治資金監査の質の向上に係る取組について (令和3年3月5日政適委第114号)	· · · · 4 3
【参考資料 5】 政治資金監査の質の向上に係る取組について (令和4年3月10日政適委第111号)	· · · · 4 4

政治資金適正化委員会開催状況

政治資金適正化委員会は、令和2年4月からの第5期において、【仮】令和4年2月末までに17回の委員会を開催し、フォローアップ研修の内容の充実や参加の促進等、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定等について、引き続き検討を行ってきた。

主な審議事項等は、以下のとおりである。

【令和2年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	5月20日 (文書開催)	・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度政治資金監査に関する研修等の中止について
2	7月28日 (ウェブ開催)	・令和2年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について ・令和元年度フォローアップ研修（追加研修）の実施状況及び参加者アンケート結果について ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度政治資金監査に関する研修等の中止等について
3	9月 7日 (ウェブ開催)	・令和2年度政治資金監査に関する研修等の考え方等について
4	10月22日 (ウェブ開催)	・リモート研修の実施について ・令和2年度研修実施計画の追加等について ・令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について
5	12月22日 (ウェブ開催)	・令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・令和2年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・令和3年度研修実施計画について ・登録政治資金監査人の登録等に係る様式等の改正について ・令和元年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
6	1月14日 (文書開催)	・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年度政治資金監査に関する研修の中止について
7	1月21日 (文書開催)	・リモート研修方式による政治資金監査に関する研修（登録時研修）の実施（案）について
8	3月 3日 (ウェブ開催)	・令和元年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・令和3年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について

		・令和3年度集合研修について
--	--	----------------

【令和3年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	6月 1日 (ウェブ開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について ・令和2年度フォローアップ研修参加者アンケート結果について ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度政治資金監査に関する研修の中止に係る方針について
2	7月 26日 (ウェブ開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度における研修実施について ・政治資金監査報告書に係る押印義務の廃止について
3	10月 21日 (ウェブ開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・リモート研修の実施に伴う実施要領等の改正等について ・令和3年度研修実施計画の追加について ・令和2年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について
4	12月 24日 (ウェブ開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・令和3年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・令和4年度における研修の実施について ・令和2年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
5	3月 2日 (ウェブ開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・令和4年度研修実施計画等について

【令和4年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	5月 25日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について ・第5期取りまとめに向けた令和2年度及び令和3年度における政治資金適正化委員会の活動状況の整理等について ・個別の指導・助言に係る都道府県選挙管理委員会へのアンケート結果等について ・政治資金監査に関する研修実施要領及び政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領の改正等について ・令和3年度リモート研修の実施結果について ・令和3年度フォローアップ研修参加者アンケート結果について
2	10月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第5期）の対象とする項目等について

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う省令改正等について
3	12月20日 (ウェブ開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第5期）について ・令和4年度研修実施計画の追加について ・令和5年度研修実施計画等について ・令和3年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
4	2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について ・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第5期）について

政治資金適正化委員会の見解一覧

時期	見解	内容
平成20年10月31日 平成20年度第8回委員会	「収支報告書等の記載方法等に関する見解」	交通事業者系電子マネー及びE T Cカードを使用した場合の簡易な記載方法
平成21年4月14日 平成21年度第1回委員会	「会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」	支出先住所について記載不備としない事例(住所の特定が困難な場合又は主たる事務所の所在地の特定が困難な場合)
	「収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)」	クレジットカードを使用した場合の簡易な記載方法
平成21年6月4日 平成21年度第2回委員会	「支出項目の区分の分類について」	支出項目の区分の分類の基本的考え方及び標準的な分類例
平成21年9月8日 平成21年度第3回委員会	「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」	領収書等の発行者情報を含む記載事項による会計帳簿の記載事項との整合性の確認
平成22年12月8日 平成22年度第5回委員会	「政治資金監査報告書の記載について」	政治資金監査報告書の記載に当たっての留意事項(収支報告書に支出が計上されていない場合における政治資金監査報告書記載例の追加等)
	「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」	収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による訂正後の収支報告書の確認方法
	「政治資金監査報告書の訂正について」	政治資金監査報告書に記載誤り等があった場合の訂正方法

政治資金監査に関するQ&Aの主な追加・改定

当委員会では、平成21年3月に「政治資金監査に関するQ&A」を公表して以降、その後現在に至るまで、必要に応じて追加・改定等を行い、充実を図ってきている。

これまでの主な追加・改定は、以下のとおりである。

時期	区分	主な追加・改定
平成21年 3月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（国会議員関係政治団体の会員等）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（解散時に国会議員関係政治団体であって収支が0円の場合）
	追加	・政治資金監査業務に従事する使用人等の資格
平成21年 12月	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（年の途中で国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体でなかった場合）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（確認の対象となる収支報告書又は会計帳簿等の関係書類の範囲）
	追加	・政治資金監査契約書への収入印紙の貼付
平成22年 2月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（業務制限の対象となる期間）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員として、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐していた者）
	追加	・政治資金監査報酬に係る源泉徴収

時期	区分	主な追加・改定
平成22年 3月	追加	・政治資金監査報酬受領時に政治団体へ交付する領収書等への収入印紙の貼付
	追加	・記載事項に不備のある領収書等の写しの提出
平成22年 6月	追加	・記載事項に不備のある領収書等の確認方法
平成23年10月	追加	・収支報告書に政治資金監査報酬が計上されていない場合の確認の要否
平成24年 2月	追加	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施しない場合の理由
平成24年 3月	追加	・支出の目的が記載された払込金受領証の取扱い
	改定	・郵便局で支払をした場合の払込票兼受領証の取扱い
平成25年 6月	改定	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の政治資金監査報告書の記載方法
平成27年 7月	改定	・支出の目的が記載されていない払込金受領証の取扱い
	改定	・高額領収書等に係るあて名の確認の周知
	追加	・登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組の趣旨
平成27年10月	追加	・登録政治資金監査人の守秘義務
平成28年 5月	追加	・平成28年熊本地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法
平成29年 7月	追加	・所得税等を徴収（天引き）した場合の会計帳簿の記載方法
平成30年 7月	追加	・平成30年7月豪雨による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法
平成30年10月	追加	・海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法
令和元年 6月	追加	・改元に伴う収支報告書に係る政治資金監査報告書における政治資金監査の対象とした年の元号表記

時期	区分	主な追加・改定
令和2年 3月	追加	・ポイント還元事業によりポイント還元があった場合の収支報告書等の記載の考え方

※ 資料1～3は省略

政適委第114号
令和3年3月5日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤鉄男

政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、令和2年度第5回及び第8回政治資金適正化委員会において、令和元分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対象（26人、34件）を決定し、該当する方々に対して文書による個別の指導・助言を行いました（資料1参照）。

この指導・助言の取組は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行っているものです。また、当委員会ではこれまでの取組で明らかになった誤りの事例等について、資料2-1、資料2-2及び資料2-3のとおり取りまとめており、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料にも掲載しておりますが、本年度の取組においても当該事例等に該当する誤りが散見されたところです。

令和2年分の収支報告書に係る政治資金監査に当たっては、同様の誤りが生じないよう、資料2-1、資料2-2及び資料2-3をよくご確認いただいた上で、資料3「適確な政治資金監査を行っていただくために」を参考にされ、引き続き適確な実施に努めていただきますようお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局
TEL: 03-5253-5598
FAX: 03-5512-2501
Email:tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

※ 資料1～3は省略

政適委 111号
令和4年3月10日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会
委員長 伊藤鉄男
(公印省略)

政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜りありがとうございます。

さて、当委員会では、令和3年度第4回及び第5回政治資金適正化委員会において、令和2年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についての個別の指導・助言の対象（37人、60件）を決定し、該当する方々に対して文書による個別の指導・助言を行いました（資料1参照）。

この指導・助言の取組は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行っているものです。また、当委員会ではこれまでの取組で明らかになった誤りの事例等について、資料2-1、資料2-2及び資料2-3のとおり取りまとめており、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料にも掲載しておりますが、本年度の取組においても当該事例等に該当する誤りが散見されたところです。

令和3年分の収支報告書に係る政治資金監査に当たっては、同様の誤りが生じないよう、資料2-1、資料2-2及び資料2-3をよくご確認いただいた上で、資料3「適確な政治資金監査を行っていただくために」を参考にされ、引き続き適確な実施に努めていただきますようお願いいたします。